

第 31 回民間資金等活用事業推進委員会（概要）

日 時：平成 25 年 9 月 6 日（金）15:00～16:54

会 場：中央合同庁舎第 4 号館 4 階共用第 2 特別会議室

出席者：渡委員長、宮本委員長代理、伊藤委員、佐藤委員、根本委員、野城委員、柳川委員、赤羽専門委員、石田専門委員、江口専門委員、小幡専門委員、酒井専門委員、佐野専門委員、土屋専門委員、野元専門委員、橋本専門委員、廻専門委員

内閣府：梅溪内閣府審議官、西川政策統括官、持永審議官、水津参事官、森山参事官、井上参事官、國松企画官、山田企画官、真弓補佐

議事概要：

1. 基本方針の改正・ガイドラインの改正について

○ 事務局から資料 1-1、1-2、2-1、2-2 に基づいて説明。

主要な意見は下記のとおり。

- ・（K 専門委員） 基本方針別表における道路の修正の趣旨を確認させてほしい。地方道路公社以外はやらないという趣旨か。
→経済財政諮問会議等を踏まえ、国土交通省において検討を進めており、現段階における方向性を明示したもの。まずは地方道路公社について検討を進めるという趣旨で、その他の検討を否定するものではない。
- ・（宮本委員長代理） これまでなされてきた事業の多くが結果として単なる延払い型であったということは反省すべき事実ではあるが、サービス購入型の P F I もそれなりの利点がある。原案では排他的に読めてしまう。また、すべて料金に転嫁するとなれば、料金が高くなってしまうおそれがあるので、適切な料金の設定のもとで、という前提を置くべき。サービス購入型も単なる延払いではなく本来の趣旨に戻って、より効率的・効果的に事業を展開しようというメッセージが 1 つの文章になっているので読みにくい。
→サービス購入型にも意義があり、業績連動や複数にまとめるなどより効率的なものに変えていく必要があるということはアクションプランにも記載。表現を工夫できないか、御趣旨を踏まえて検討する。
- ・（D 委員） アクションプランに書いてあることを反映するよう、しっかり基本方針に書いてもらう必要がある。

→基本方針改正案の文言修正については委員長一任。

2. アクションプラン、会計処理に関する P T 研究報告、機構の設立状況、支援基準

○ 事務局から報告資料 1～報告資料 4 に基づいて説明。主要な意見は下記のとおり。

- ・（K 専門委員） アクションプランでは 10 年で 10～12 兆円の目標を掲げているが、10 年後に急に 10 兆円実現するわけでない。実際に実行に移すためには、年度毎、3 年毎等の個別のプランに分けて考えるべき。
→本アクションプラン数値の目標は事業の積み上げによるものではなく、政府の目標

を示したものを。

- ・(G専門委員) PFIの主な担い手である地方自治体に対する補助金、交付金の重点化の具体的な取組みはどうか。
→具体的な取組みを各省と調整中。努力した地方公共団体等が損をしないように、例えば補助金等を優先的に配分することなどを検討中。
- ・(B委員) アクションプランについては、ボトルネックがあるとすればどこにあるのかということ定期的に検証するという理解でいいか。また、財政支出が増えてしまっ
ては意味がないので、従来の公共事業をPFIに置き換えるという理解でいいか。
→御指摘のとおり。定期的にフォローアップをすることを検討中。数値目標については
公共支出の積み上げのみではなく、民間投資を含めた形であり、御理解のとおり。
- ・(P専門委員) 会計PTにおいて会計の取り扱いが行われたが、今後、税務の取り扱い
についても検討するのか。
→事業スキームが固まり次第、事業ごとに検討してもらう。
- ・(O専門委員) 従来のPFIを考えると、補助金・交付金の重点化以前に、個別法との
イコールフットィングの問題、補助金や起債の問題がまだかなり残っているのではない
か。例えば市町村合併の場合の特例債はPFI事業には充てられず、重点化の前に、
地方公共団体がPFIを選択しやすいような環境整備を各省庁と進めてほしい。
→アクションプランにおいてもイコールフットィングを盛り込んでいる。各省にも必要
があれば促していきたい。
- ・(R専門委員) ワンストップ窓口ができるといい。ただ地方公共団体の行政の中ではP
FIへの機運が高まっておらず、そもそもPFIを進める部局がない。推進体制の構
築も含めて検討してほしい。
→ワンストップ窓口については内閣府において来年度の拡充を要求中。地方公共団体に
ついては専門家派遣制度を昨年度から行っているが問い合わせが増えている。必ずし
も関心が低いとは考えていない。各地方公共団体での推進体制については、首長の考
えにもよるが、内閣府からも働きかけていきたい。
- ・(V専門委員) 株式会社民間資金等活用事業推進機構は長期の運用を予定している
ということだが、運用期間中に支援基準を満たさなくなった場合には、支援はどうす
るのか。また、基準を満たしているかどうかをチェックする組織はどこになるのか。
→機構には国費が投入されているので、毀損のない支援を目指すこととしており、そ
のような案件を支援することとなる。案件の適否については、機構の職員である専門
家が判断するとともに、機構の支援委員会においてもチェックされる。個別の案件の
支援に際しては、国が意見を述べるなどの手続きも踏む。
- ・(L専門委員) 職員としては何名くらいを想定しているのか。
→立上げ時は20名程度になる予定。今後、案件が増えたときには拡充もあり得る。
- ・(D委員) 実績に比べると目標は高く見えるが、本来どのくらいあるべきなのか。個別
の案件で積み上げるのではなく、分野ごとに把握するべき。また、PFIが進まない
理由の一つに手続きの煩雑さが挙げられるので、時間を短縮するという考えの下で検
討するべき。
→過去の実績から比べると高い目標設定であると認識している。手続きの簡素化につ
いては重要な課題であると認識しており、アクションプランを進める中で、前向きに
検討していきたい。
- ・(D委員) 支援基準において、機構の出資手法として間接出資が直接出資より先に記載

されているが、これは間接出資が原則ということか。

→間接出資による民間の補完が原則と考えている。現時点では本格的な民間インフラファンドが存在しないので、当面は直接出融資を行うことになる。15年後(機構の業務の完了時)には、民間ファンドを後ろから支える立場に移行したいとの最終形をイメージして支援基準に記載している。

- ・(Q専門委員) PFI事業の運営・推進に関わる会計処理については、委員会と関係のないPTで議論されるのはおかしい。推進機構のあり方についても、委員会で議論すべき。会計処理方法に関するPT研究報告の提示スキームの、災害復旧を運営権者が自らの費用負担で行うというのはいかがか。管理者等が負担してくれないスキームでは銀行から融資がつかない。保険で付保されないような災害がおきた場合が大切。例外と原則が逆でもいい位である。また、災害復旧を行う場合の会計処理方法がよくわからない。

→ 会計処理の検討については、マーケットサウンディングの一助とすべく、PT開始時点で国交省より提示されたスキームを前提に検討したもの。今後、新たにスキームを組み直す余地もある。災害復旧の際の会計処理については、研究報告の19ページを参照されたい。
- ・(Q専門委員) 研究報告の提示スキームがすべてかのように思えてしまい、配慮が足りない。これは国交省でやっていたのか、内閣府でやっていたのか。

→国交省のスキームを前提に内閣府で行ってきた。スキームについては今後検討の余地がある。
- ・(K専門委員) 研究報告の提示スキームが全てに適用されるように決めつけるのはよくない。海外事例では、不可抗力の場合、運営権者に負担させる代わりに事業期間を延ばす等の措置が行われている。
- ・(P専門委員) 安全投資を運営期間の最終年度に行った場合には、1年で償却がされる一方、実際にはバリューを残す取り扱いも想定され、このようなケースも含めて対応いただきたい。
- ・(A委員) 会計PTは空港スキームに限定して会計処理案を検討してきたもの。あくまでも例示だが、統一的な会計処理と取られてしまう点で、発信側と受け止め側での捉え方の違いを感じる。本件は中間とりまとめであり、次回PTが開催される際には、研究・発表の仕方についても考えていきたい。
- ・(宮本委員長代理) アクションプランの概要紙については、維持管理・更新の話が明確に出てきていない。また、全体に通じる取組みが(4)の取組みのように読める。
- ・(J専門委員) 上下水道事業へのPFI事業の導入については、起債との関係で地方公共団体にメリットはない。一方、運営権制度についてはインフラ投資に係る大きな政策目標の中でとらえていくものであるため、中長期的な課題として起債との関係について検討を推進してほしい。また、公的不動産の有効活用等について、事業のカウンターの仕方についてどのように把握していくのか。

→上下水道における起債については、内閣府としても各省と検討しているところ。事業規模の把握については、対応策を検討中。
- ・(G専門委員) アクションプランの具体的取組みの進捗管理は委員会も把握できないか。

→フォローアップ内容の取りまとめ結果については、御報告していきたい。
- ・(F委員) アクションプランの実行に当たっては様々な課題があり、当委員会の知恵を活かしていくことはできる。

→フォローアップを進める中で、委員会に御報告して、改善すべき点があれば対応していきたい。

- ・(E委員) 運営事業においては、サービス水準を保っていく観点からの議論が重要。施設特性を考慮したパフォーマンスインディケータを時間をかけて設定していなければ、枠組みができたが、サービスの中身を測りようがないと言った事態になりかねない。また、たとえば公営住宅における運営権と民間施設等を合わせ技にするような収益性・広域性の高い事業が視野に入るような議論ができるといい。
→サービス水準の基準は重要だと認識。公営住宅に運営権を設定しているという検討を進めているという話は聞いていないが、御指摘のようなものがあれば、内閣府としても国交省にアドバイスするなり連携するなりさせていただきたい。
- ・(R専門委員) 支援基準にモニタリングについての記載があるが、機構が案件等のモニタリングを行った結果、事業の状況が悪化したことが判明した場合、どのような対応をするかは支援基準には定めないのである。自治体としては、事業の中断リスクを軽減する役割を機構が担うのかどうかという観点からお聞きしたい。
→報告資料4-2の3ページ2.(3)に「モニタリング並びに事業悪化時における当該関係者と連携した対応等を適切に実施し、」と記載しており、個別の状況を判断した上で、適切な対応をすることとしている。
- ・(R専門委員) もっと具体的な内容について記載する予定はないのか。
→「業務執行者の解任等」具体的な内容を記載した部分はあるが、支援基準は大枠のガイドラインであり、機構の運営をしばることとなるため、個別の対応について記載していない。
- ・(Q専門委員) 報告資料4-2の3ページ2(1)の記載をみると、「融資等業務全体として少なくとも損をしないこと」という趣旨の記載と読めるが、一方、2ページ(3)②では、「長期にわたり安定的な収入が見込まれる等、…」との記載があり、安定的な収入を前提としているように読める。この2つの規定の関係はどうなっているのか。
→3ページ2.(1)は、いろいろなプロジェクトへの出融資を行う機構全体として満たすべき事項であり、一方、2ページ1.(3)は個々のプロジェクトが満たすべき基準である。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-1810